



市制施行 15 周年記念 いわで魅力フォトコンテスト
グランプリ作品 「トラス橋～ since1930 ～」



令和 4 年度

市政懇談会

～活力あふれるまち ふれあいのまち～

目 次	ごあいさつ	2 ページ
	人口	5 ページ
	予算・決算状況（見込）	6 ページ
	新型コロナウイルスワクチン接種	8 ページ
	マイナンバーカードの普及促進事業	9 ページ
	高齢者用スポーツ施設・東児童公園整備事業	10 ページ
	主要施策・重点業務	11 ページ
	くらしの補助	16 ページ

主要施策

ポストコロナを見据えた総合計画の着実な推進（市長公室）
健全で安定的な行財政運営の推進（総務部）
コロナに負けない持続可能な福祉の実現（生活福祉部）
安心・安全で住みたい街、住みよい街づくり（事業部）
上下水道の安定した経営基盤の確立、効率的な運営と機能強化を図る（上下水道局）
市民の安心安全と生きがいづくり・健康づくりの推進（教育部）
適正な公金管理と安全かつ効率的な資金運用（出納室）
円滑な議会運営（議会事務局）

岩 出 市



ごあいさつ

市民皆様との「対話と協調」のもと、
バランスのとれたまちの実現を目指して



岩出市長 中芝正幸

第26回令和4年度市政懇談会開催にあたりご挨拶申し上げます。

現在、世界はロシアによるウクライナ侵攻の動向を注視しています。連日のニュースでは、多くの方が犠牲となり、また、国外避難の様子も報じられています。亡くなられた方に追悼の意を表しますとともに、一日も早い平和的解決を心からお祈りいたします。

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」といいます。）は、依然終息が見通せず、その対応にあたる期間も2年を超えました。医療従事者はじめ感染拡大防止にご協力いただいている皆様には深く感謝申し上げます。

また、本市では、令和3年度は様々な事業を中止、縮小し、学校の休校や公共施設等の貸出停止をさせていただくこととなり、関係の皆様にはご不便をおかけしました。

現在、本市では、3回目ワクチン接種を、令和3年12月から実施しており、7月3日現在で対象者の63.5%の方が接種済で、県下で低い水準です。また、高齢者等が対象となるコロナ予防ワクチンの4回目接種を進めています。

全国の1日当たりの新規陽性者数は、5月中旬以降、減少が続いておりました。しかし、直近では増加してきている状況であります。

そのような中、岩出保健所でも新規陽性者が連日確認され、終息が見通せない状況となっております。

こうした状況下にあって、本市政懇談会は、昨年に引き続き書面の形での開催となりましたことご理解いただきますようお願いいたします。

市政懇談会開催の主旨・目的は、市政運営の基本方針のひとつ「対話と協調」の一環として住民参加のまちづくりを進めるため開催しています。それぞれの地域が抱える諸問題、行政に対する意見・要望をお寄せいただきますようお願いいたします。

国の令和4年度一般会計当初予算は、過去最大の107兆5,964億円となり、コロナ対応、デジタル田園都市国家構想の推進、気候変動問題への対応、持続可能な経済の実現に向けた施策を重点的に、日本経済再生につなげる様々な対策を講じています。

本市の令和4年度一般会計予算は、175億2,300万円（対前年度比3.2%増）で過去最高です。特別会計等全て合わせると331億9,622万1千円（対前年度比2.3%増）で同じく過去最高です。

引き続き「防災、災害対策等を含む国土強靱化対策」「下水道整備」「観光振興」「学力向上」「福祉の充実」に重点的に予算を配分し、機動的に対応できるようコロナ対応予備費を5千万円計上しています。

本市においても、他の多くの自治体同様、間もなく人口減少に転じると予測されており、高齢化も急速に進みます。税収が減少し、医療費など社会保障費が増えることにより、市の財政状況が悪化し、厳しい財政運営を強いられますので、今後さらにまちの活性化を図っていかねばなりません。

「第3次岩出市長期総合計画」「岩出市行政改革大綱」「基本方針3項目一対話と協調、自主財源の確保、まちづくり」及び各部局の主要施策重点事業に基づき行財政運営を計画的に、ウィズコロナの環境下での事業展開を図ってまいります。

令和3年度歳入歳出収支決算

平成9年度から令和2年度まで24年間黒字決算で推移し、令和3年度決算も、黒字決算の見通しです。決算審査特別委員会の審査終了後、広報等で公表いたします。

歳入歳出収支決算は、国の経済対策等の大きな影響を受けます。市としましては、歳入財源の確保、特に自主財源、交付金・補助金の確保に努めるとともに、事務事業費の見直しを行い、経常経費の削減、計画的な事業執行により、更なる経費削減を図ります。

市の財政 債務（市債）と基金（現金預金）状況

令和4年5月31日現在、岩出市出納閉鎖時の全体の現金ベースでの金額(令和3年決算数値とは異なる)は、次のとおりです。

人口54,149人(前年54,049人・100人増)

	額	市民1人あたり
債務総額	18,869,261,472円	348,469円 (対前年7,708円減)
基金・預金等	14,907,202,814円	275,299円 (対前年28,137円増)
実質債務	3,962,058,658円	73,169円 (対前年35,896円減)

国、県における債務状況(令和4年3月末)

	債務残高/人口	1人あたり債務額
国	1,241兆3,074億円 / 1億2,519万人	9,915,388円 (対前年211,628円増)
県	1兆1,305億2,600万円 (R2年度末) / 90万6,968人	1,246,489円 (対前年16,133円増)

債務額は、国、県、市を合わせると市民1人あたり1,123万5,046円になります。

本市においては、社会保障費や公共下水道事業費等が年々増え続け、長引くコロナ対応、ウクライナ情勢や円安の影響等による急激な物価高騰が避けられません。

社会情勢の変化が進む中、本市では、低所得の子育て世帯や住民税非課税世帯への給付を進めるととも

に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した負担軽減策を速やかに取りまとめ、市民や事業所の皆様を支援してまいります。

今後も、後年の財政負担を少なくするため、債務は極力抑え健全財政に努め、効率のよい財政運営を行ってまいります。

【主な市の事業】

●東児童公園(防災公園)整備事業(10ページ参照)

近年地球温暖化に伴う異常気象による大規模風水害が各地で発生し、本市で起こらないとも限りません。

また、本市は、南海トラフを震源地とした大規模地震がいつ発生しても不思議でない状況であることから、地域の防災機能強化と、平時には地域住民の憩いの場として、西国分の東児童公園プール跡地に、防災公園の整備を進め、今年度秋完成予定です。

完成後は、避難者の緊急避難場所や自衛隊等の活動支援拠点として活用してまいります。

●高齢者用スポーツ施設整備事業(10ページ参照)

高齢者の健康づくりと仲間づくり、交流の場として高齢者スポーツ活動の場を紀の川左岸河川敷に整備いたします。本市の人口構成は、全国に比べ45～59歳の方の比率が高く、今後急速に高齢化が進むと予想されています。

本事業により、高齢者の健康寿命延伸を期待しています。

●生活道路環状化事業(市道金屋荊本線新設改良)

「国土強靱化対策」の一環として生活道路環状化事業を進めています。令和3年度で国の補正予算が計上されたため令和5年度までの計画を見直し、早期完成に向け事業を進めます。

●送水管更新事業(水道事業会計)

水道事業において、紀泉台低区配水池から市全体の2/3に供給しているアンバランスな状況、浄水場からの直接配水の存在、送水管老朽化などの本市の課題解消に向け、今年度から令和8年度まで事業費約25億円を送水経路の変更及び送水管の更新を計画的に進めてまいります。

●下水道事業

平成 13 年から市内 1,420ha を「公共下水道布設区域」に指定し、令和 12 年度完成に向け事業を進めています。現在、第 1 次～ 4 次計画区域計 691ha と第 5 次及び第 6 次計画区域のうち 151ha が完成し、今年度事業計画は、57ha を予定しています。

今年度末で累計面積 899ha、工事進捗率 63.3% の予定です。

今年度事業費は、17 億 4,513 万円で、うち国費対象事業費は 13 億 7 千万円、国費は 6 億 8,500 万円です。

公共下水道起債残高は、令和 3 年度末で、131 億 4,468 万 3,956 円、市の債務額全体の約 69% を占め、工事費償還金等合計のうち 7 億 4,964 万 4 千円を一般会計から繰り出している状況です。下水道布設区域にお住いの皆様には、早期接続をお願いいたします。

関連する国、県事業（令和 4 年度）

国土交通省事業

紀の川の堆積土砂除去と樹木伐採を継続して実施します。

農林水産省事業

国営総合農地防災事業（平成 26 年度～令和 10 年度）

総事業費（当初予算）456 億円 4,306ha

①藤崎井水路

山田排水路（中迫地区）の水路工事と、ゲート工事を令和 4 年度完成予定で実施します。

②六箇井水路

中黒地区で住吉川へ放流するための工事を実施します。

③小田井水路

木積川右岸の排水路（水栖、新田広芝地区）の設計をします。

県事業

県道泉佐野岩出線

旧岩出橋の撤去工事等を、令和 5 年 6 月末完成予定で実施します。事業費 9 億 1,370 万円（令和 3 年度繰越 6 億 5,370 万円含）

県道和歌山打田線

清水交差点の改良工事を、令和 4 年度末完成予定で実施します。事業費 1,650 万円（令和 3 年度繰越）

高塚～岡田区間で歩道を設置します。事業費 3,605 万円（令和 3 年度繰越 1,515 万円含）

県道小豆島岩出線

高瀬区で歩道を設置します。事業費 1 億 4,595 万円（令和 3 年度繰越 1 億 1,460 万円含）

紀の川自転車道線

清水～岡田区間で自転車道を整備します。事業費 6,710 万円（令和 3 年度繰越 1,710 万円含）

住吉川改修事業

事業費 5 億 1,550 万円（令和 3 年度繰越 3 億 550 万円含）

根来川改修事業

事業費 3 億 9,680 万円（令和 3 年度繰越 7,130 万円含）

急傾斜地崩壊対策事業

山地区（経塚団地）で法面の崩壊対策を実施します。事業費 3,090 万円（令和 3 年度繰越 1,515 万円含）

市では、国・県事業と連携協力するとともに、事業の進捗に合わせ、排水施設の整備改修を進めてまいります。

これら事業の他、コロナ対策に引き続き取り組むとともに、国の「自治体 DX 推進計画」に基づき、情報システムの標準化、マイナンバーカード取得促進、行政手続のオンライン化や業務改善、セキュリティ対策など、皆様の利便性向上のため本市の DX（デジタルトランスフォーメーション）事業についても進めてまいります。いずれの施策も進めるにあたっては、皆様のご支援ご協力が不可欠です。

今後も、地方創生に向けた事業に取り組むとともに、バランスのとれたまちの実現を目指し、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。ご挨拶と概要説明にさせていただきます。

人口

令和3年

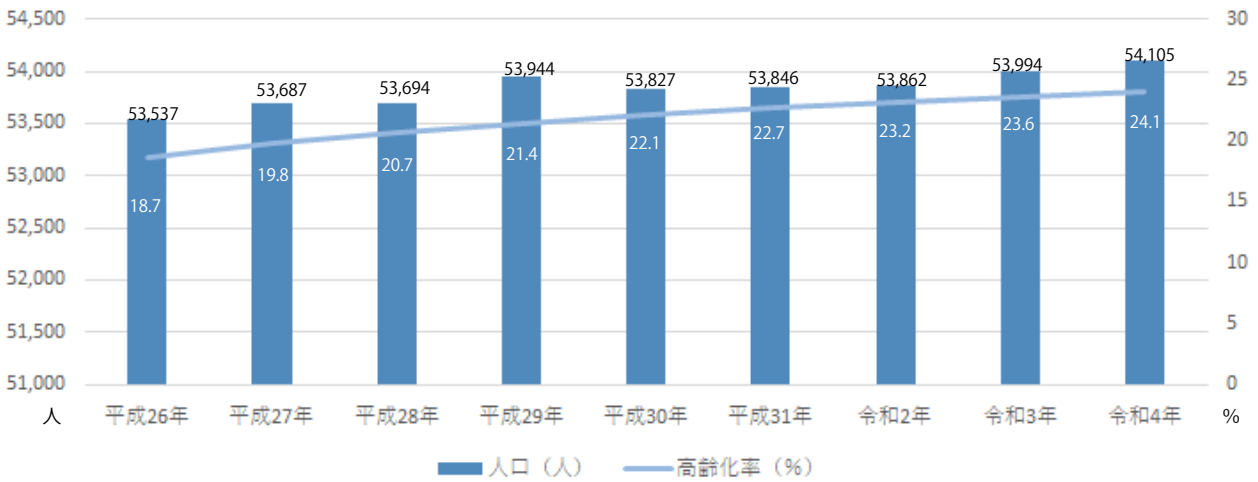
出生 1日に
1.11人

死亡 1日に
1.26人

転入 1日に
5.18人

転出 1日に
4.56人

人口（総人口）・高齢化率の推移（平成26年から令和4年・各年3月31日現在）

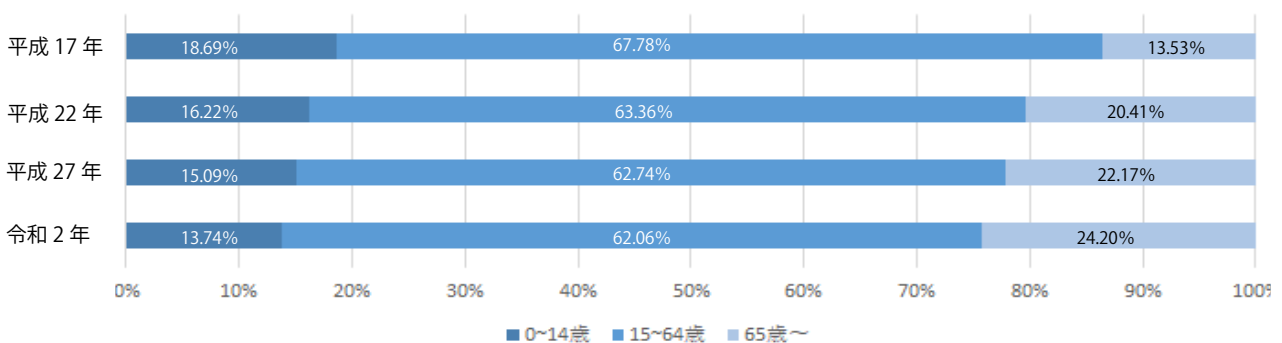


人口・世帯数・高齢化率の推移（各年3月31日現在）

	総人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (戸)	高齢化率 (%)
平成26年	53,537	25,889	27,648	21,518	18.7
平成27年	53,687	25,956	27,731	21,805	19.8
平成28年	53,694	25,947	27,747	22,077	20.7
平成29年	53,944	26,066	27,878	22,407	21.4
平成30年	53,827	26,004	27,823	22,697	22.1
平成31年	53,846	25,993	27,853	23,024	22.7
令和2年	53,862	26,065	27,797	23,322	23.2
令和3年	53,994	26,105	27,889	23,692	23.6
令和4年	54,105	26,119	27,986	24,031	24.1

高齢化率：65歳以上人口が総人口に占める割合

国勢調査人口比率の推移（各年10月1日現在※不詳除）





予算 (令和4年度)

一般会計の当初予算総額は175億2,300万円で、前年度と比較すると、率にして3.2%、金額にして5億5,150万円の増加となりました。

【用語解説】

▼一般会計

福祉、衛生、道路整備、教育など市の基本的な事業に関する会計

一般会計のほか、本市では、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園事業の4つの特別会計と、公営企業法の適用を受ける水道事業会計と下水道事業会計があります。

▼自主財源

市が自主的に収入することができるお金

▼依存財源

国や県から交付または割り当てられるお金

▼地方交付税

所得税、消費税、酒税などの国税のうち的一定割合から市町村に配分されるお金

▼国庫(県)支出金

道路整備事業費や医療・生活保護の扶助費などに対し国(県)が一定の率を負担・補助するお金

▼基金

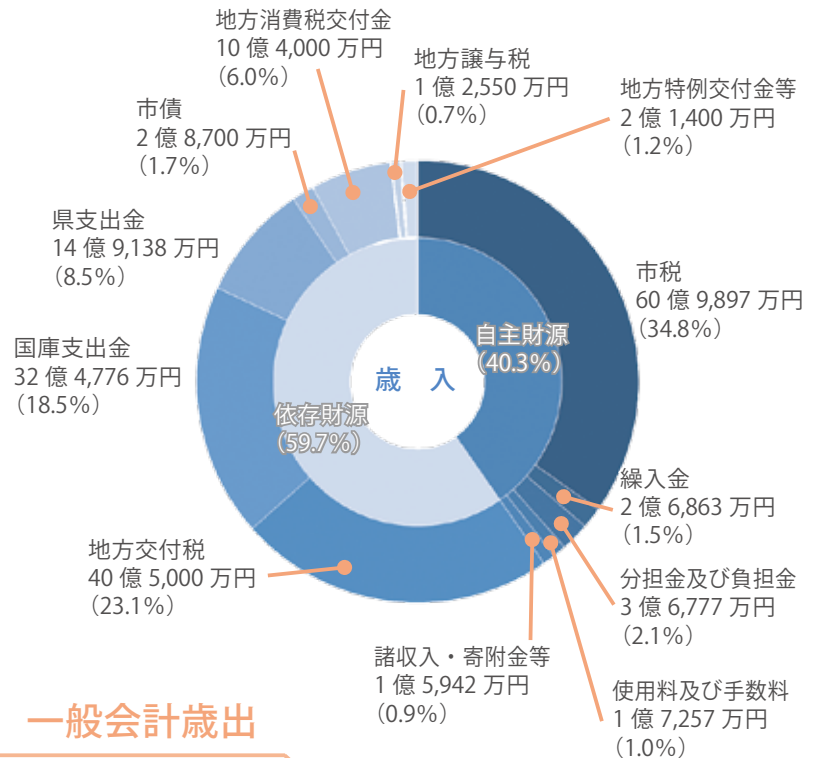
特定の目的のため財産を維持したり、資金を積み立てたりするために設けるもの

▼市債

大規模な建設事業などの資金として、国や銀行などから借入れるもの

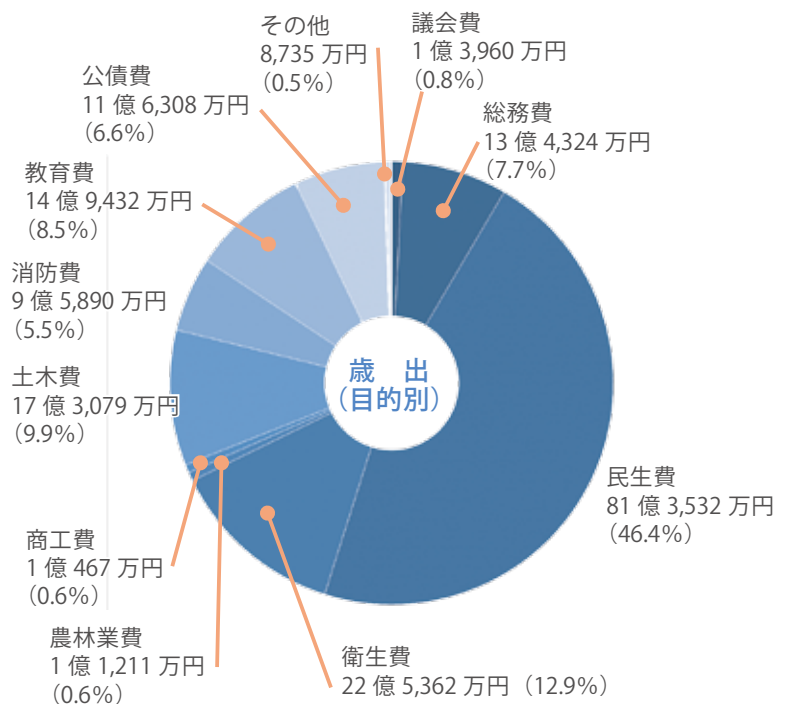
一般会計歳入

175億2,300万円



一般会計歳出

175億2,300万円

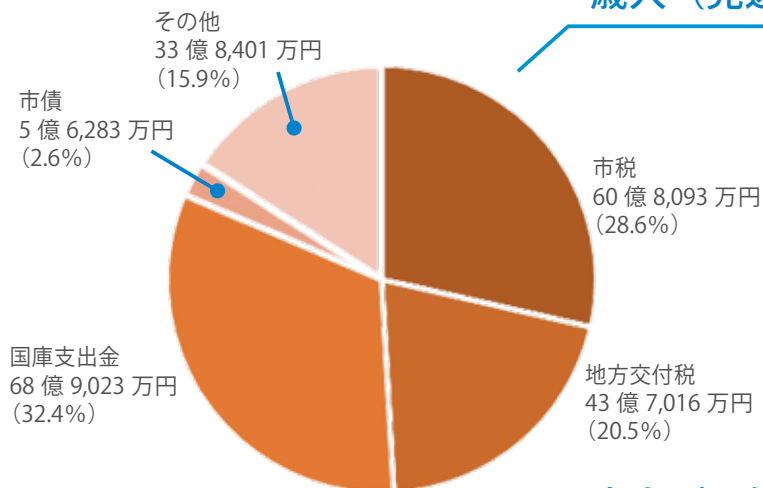




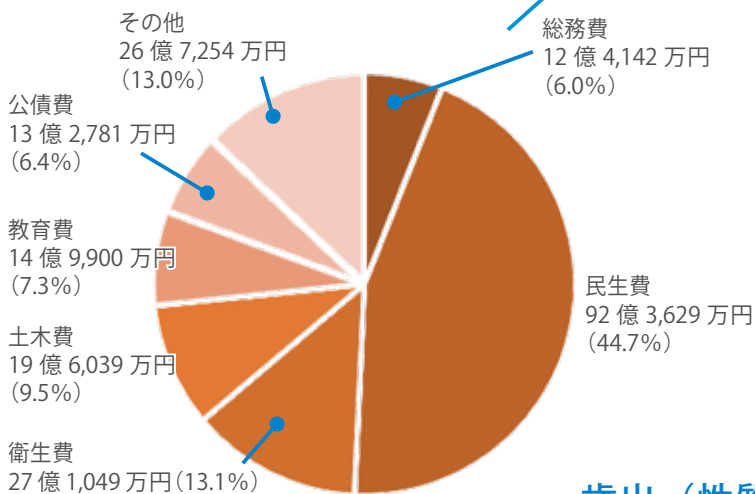
決算状況（見込）（令和3年度）

令和3年度歳入歳出決算（見込）は次のとおりです。歳入総額は212億8,816万円で、歳出総額は、206億4,794万円、歳出差引は6億4,022万円の見込みです。詳しくは、広報いわで12月号でお知らせします。

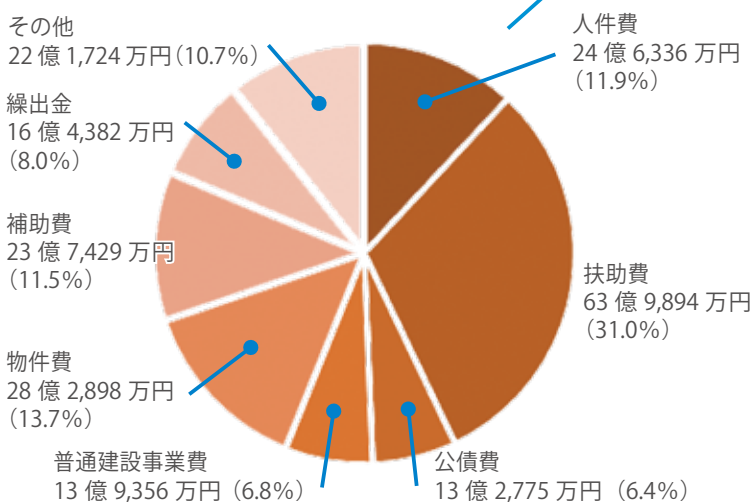
歳入（見込）



歳出（目的別）



歳出（性質別）



【用語解説】

▼議会費

市議会の活動に要する経費

▼総務費

市の全般的な管理事務などに要する経費

▼民生費

高齢者・障害者福祉、児童手当、保育所運営など福祉向上に要する経費

▼衛生費

検診、母子保健事業、ごみ収集処理などに要する経費

▼農林業費

農林業振興、水路改修などに要する経費

▼商工費

産業振興、観光振興などに要する経費

▼土木費

道路、河川、公園など公共施設の建設整備に要する経費

▼消防費

防災訓練など予防啓発、初期消防活動などに要する経費

▼教育費

学校教育、生涯教育などに要する経費

▼災害復旧費

災害が発生した時に要する経費

▼公債費

市債の返済に要する経費

▼諸支出金

事業を継続的に行っていくための基金への積立等に要する経費



新型コロナウイルスワクチン接種

(令和4年9月30日まで)

4回目接種

生活福祉部保険年金課 【☎ 62-2141 内線 341・342】

新型コロナウイルスワクチン接種の追加接種（4回目）を実施しています。

接種対象者 ① 60歳以上の方

② 18歳から60歳未満で基礎疾患等をお持ちの方や医師判断で重症化リスクがあると認められた方

案内（接種券）の送付

18歳以上の3回目接種から5か月経過した方に、順次送付しています。全員に送付しますが、全員が接種対象者ではありませんので、ご注意ください。接種対象者でない方も、今後接種対象が拡大された場合は必要となりますので、書類は大切に保管してください。

予約方法

ワクチン接種には予約が必要です。予約する際に案内送付時の「予防接種済証」をご用意ください。

次の①～③いずれかで予約してください。

① 岩出市新型コロナウイルスワクチン予防接種コールセンター 電話：0120-158-128

（聴覚または音声・言語機能障害等の方は、FAXをご利用ください。FAX073-432-2270）※注1

コールセンターでの予約は、完了後「予約完了通知書」を送付します。

② WEB予約システム (<https://www.city.iwade.lg.jp/corona/vaccine/web-yoyaku.html>)

③ 医療機関に直接予約（対象医院のみ。案内同封のチラシまたは市ウェブサイトをご覧ください。）

※注1 氏名・住所・生年月日・連絡先をご記入のうえ、FAXでご連絡ください。折り返しFAXにてご連絡します。

WEB予約



個別接種（医療機関での接種）

医療機関は、案内送付時に同封のチラシまたは市ウェブサイトでご確認ください。

使用するワクチン：コミナティ筋注（ファイザー社製） / スパイクバックス筋注（武田 / モデルナ社製）

医療機関により使用するワクチンが異なります。案内同封のチラシまたは市ウェブサイトでご確認ください。

集団接種

場所：岩出市総合保健福祉センター（岩出市金池92番地）

使用するワクチン：スパイクバックス筋注（武田 / モデルナ社製）

日時		定員	日時		定員	
7月	17日(日)	1,300人	8月	11日 (木・祝)	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分	1,300人
	※コミナティ筋注（ファイザー社製）使用。 3回目接種もできます。			20日(土)	午後1時30分～5時	
	18日(月・祝)	500人	21日(日)	午前9時～11時30分	500人	

武田ノバックス（国産）ワクチン接種

18歳以上の1回目接種（2回目セット）

または3回目追加接種の方対象

予約が必要です。予約は、上の「4回目接種」の予約方法の①・②のどちらかでお願います。

使用するワクチン：ヌバキソビッド筋注（武田社製） 通称「ノバックス」（国産）

場所：岩出市総合保健福祉センター（岩出市金池92番地） 集団接種のみ

1回目	2回目	時間	定員
7月15日(金)	8月5日(金)	午後8時～9時30分	100人

ペットボトル
飲料プレゼント！

1回目予約の方は、2回目の予約も必要です。3回目接種の方は、上の表の実施日と7月29日（金）（時間同じ）から選択して予約してください。予約の際は、「予防接種済証」をご用意ください。

8 7月18日（月・祝）7:00～12:00は、電気設備保守点検のため、岩出市新型コロナウイルスワクチン予防接種コールセンターの受付を休止します。ご了承ください。



マイナンバーカードの普及促進事業

【総務部市民課 ☎ 62-2141 内線 165】

マイナポイント第2弾

マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する事業です。



マイナポイント第2弾の申込は

マイナンバーカードを取得していない方は、**マイナンバーカードを令和4年9月末までに申請**してください。
マイナポイント第2弾の申込期限は令和5年2月末までです。

マイナポイント第2弾対象	付与額	付与方法
マイナンバーカードを新規取得された方 (取得済みで、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方も含みます)	最大5,000円相当 (利用額の25%)	ご利用になっているキャッシュレス（電子）決済を選択していただけます。 選択したキャッシュレス決済のポイントとして付与され、使用できます。
マイナンバーカードを健康保険証として利用申込みを行った方	7,500円相当	
公金受取口座の登録を行った方	7,500円相当	

マイナンバーカード特設会場を開設

市役所敷地内に、マイナンバーカードに関する手続きを行う特設会場を開設しています。

期間：令和5年2月28日（火）まで

時間：平日 午前9時～午後5時（土・日・祝、年末年始を除きます）

場所：岩出市役所 南側駐車場

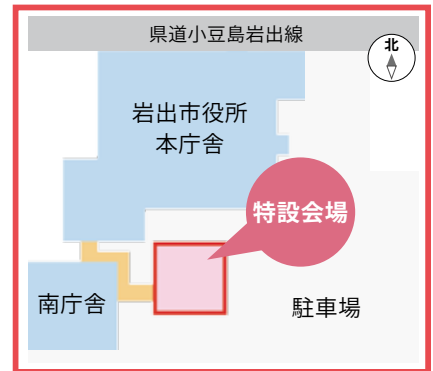
特設会場では、次の手続きを行っています。

- マイナンバーカードの申請サポート（無料で申請用顔写真を撮影します）
- マイナンバーカードの交付（暗証番号の初期化、電子証明書更新等）
- マイナポイント申込支援

ご来場の際は、マスクの着用、手指消毒、検温のご協力をお願いします。

感染状況により入場者を制限させていただく場合があります。

マイナンバーカードの受け取りについては、予約も受け付けています。混雑緩和のためご協力ください。予約は、市民課窓口、電話、インターネット予約（市ウェブサイトから）のいずれかで受け付けています。



よりご利用いただきやすいように

開設・実施日、場所等、詳しくは「広報いわで」、市ウェブサイトでご確認ください。

マイナンバーカードの出張申請サポート

地区公民館でマイナンバーカードの申請サポート（無料で申請用顔写真を撮影します）を行っています。事前予約が必要です。

休日交付・平日夜間交付

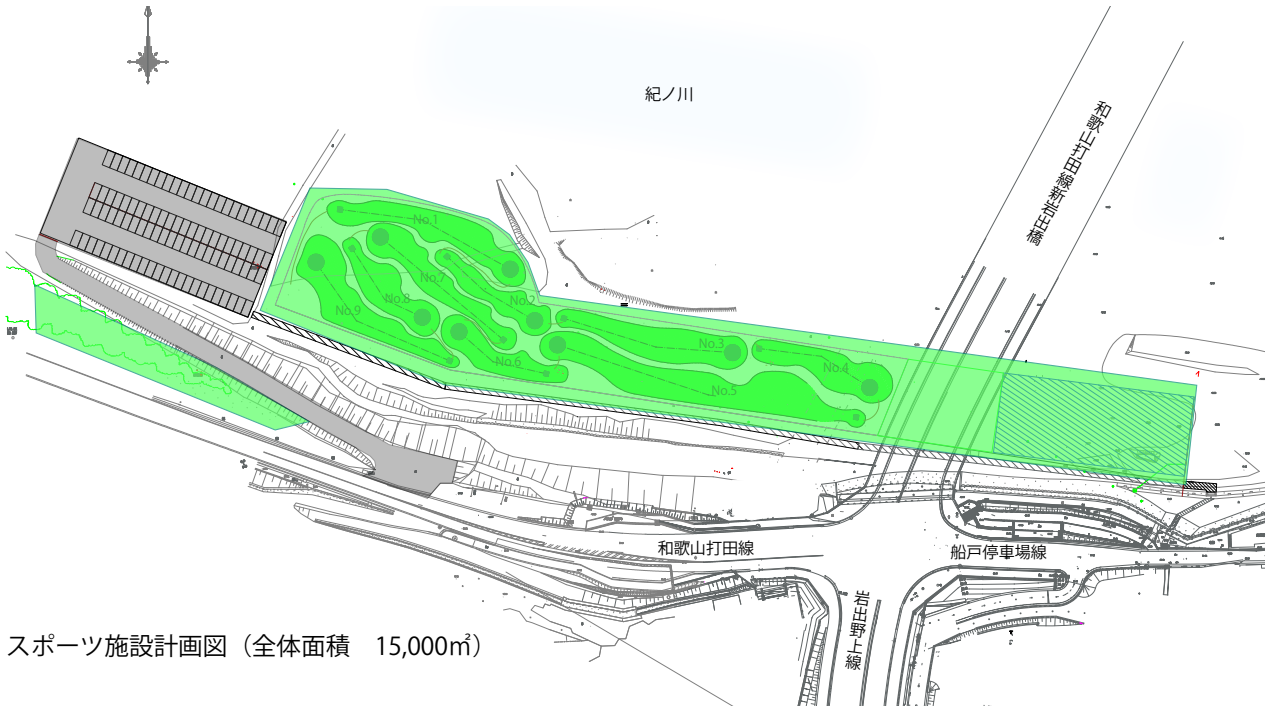
マイナンバーカードを休日・平日夜間に受け取ることができます。事前予約が必要です。（当日は受け付けていません）



高齢者用スポーツ施設整備事業

【教育部生涯学習課 ☎ 62-0370】

紀の川左岸河川敷に、スポーツ施設（約 10,000㎡）と利用者駐車場を令和 5 年度完成に向け整備します。介護予防や健康寿命の延伸など高齢者の健康増進や生き活きと豊かに過ごすための生きがいに繋がるよう、パークゴルフ場、ペタンクやゲートボール場等を整備します。気軽に健康状況に応じた運動・スポーツに親しむことができ、仲間との交流の場として活用いただけます。



スポーツ施設計画図（全体面積 15,000㎡）



東児童公園（防災公園）整備事業

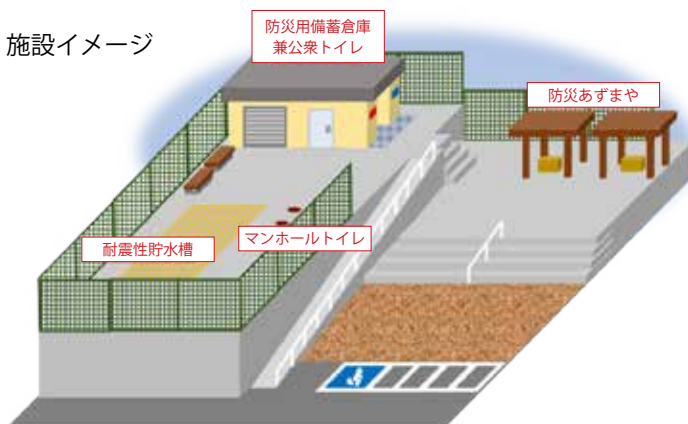
【総務部総務課危機管理室 ☎ 62-2141 内線 131】

大規模災害発生時における、市民（避難者）の緊急避難場所や自衛隊等の“活動支援拠点”となる施設として、交通公園（防災公園）、東児童公園、さぎのせ公園の3つの公園を「災害支援活動拠点となる地域避難場所」と位置づけ、市内全域をカバーするように、順次整備を進めています。

【東児童公園（防災公園）整備事業の概要】

所在地：西国分 491 番地 面積：6,300㎡

施設イメージ



地域住民の憩いの場として、また地域の防災機能を強化するため、東児童公園に併設していたプール跡地を含め、東児童公園全体を防災機能を有した公園として整備を行います。

公園内には、プール槽跡を利用した耐震性貯水槽（40t）、防災用備蓄倉庫（兼公衆トイレ）、自家発電設備、マンホールトイレ、防災あずまやなどの設置を予定しています。また、公園として親しんでいただくための遊具の設置も行います。



主要施策・重点業務（市長公室）

～ポストコロナを見据えた総合計画の着実な推進～

成年年齢が引き下げられました（消費生活相談）

消費生活相談窓口（市長公室内）【☎ 61-6966】

民法の改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。成年になると、親の同意がなくても契約ができる一方、未成年者を保護するための「未成年者取消権」が行使できなくなるため、若年層の消費者トラブルが心配されています。契約に関するルールを知り、本当に必要か、メリット・デメリット、無理なく支払えるかなど、しっかりと考えたうえで決めましょう。

消費者と事業者間の契約に関するトラブルで、おかしいな、困ったなと思ったらひとりで悩まず、相談してください。

専門相談員による相談窓口

毎週木曜日（市役所閉庁日除く）

時間 午前10時～正午（拡充）

午後1時～4時

場所 岩出市役所2階会議室

消費者ホットライン

☎ 188（短縮ダイヤル）



主要施策・重点業務（総務部）

～健全で安定的な行財政運営の推進～

防災まちづくりの推進

総務課危機管理室【☎ 62-2141 内線131】

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時に危険な場所にいる人は避難することが原則です。

「警戒レベル4の避難指示」の発令があれば、危険な場所から避難しましょう。普段からどう避難するかを決めておくことが大切です。なお、避難所に避難した場合には、新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

また、災害時の安否確認を迅速に行うため、「白いタオル運動」を推進しています。災害時、玄関や窓など周りから一目でわかる場所に白いタオルを結びつけることで、我が家は「全員無事」という目印となり、安否確認の時間を短縮することができます。

警戒レベル4 避難指示で必ず避難 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保①	災害発生情報 (発生を察知したときに発令)
4	避難指示②	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難③	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大規模・大規模な被害 (発生時)	大規模・大規模な被害 (発生時)
1	早期注意情報 (発生時)	早期注意情報 (発生時)

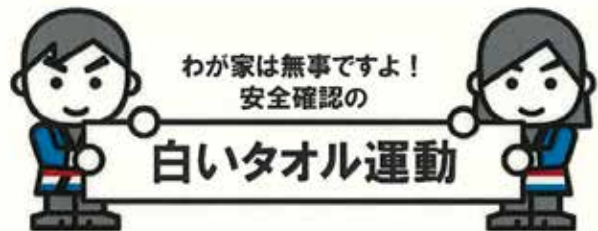
※1 1. 平時から災害の発生を察知し、地域でできるものではない場合は、警戒レベル5を発令される場合は注意喚起。
 ※2 避難指示は、これまでに避難勧告の発令を受けて発生したものと見なされます。
 ※3 警戒レベル5は、避難勧告以外の人も避難を促す目的で発令されたため、避難の準備をし、避難を促した場合は避難するサインです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を受けてはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間がかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁・岩出市



～災害時、わが家の無事を地域の人に知らせましょう～

岩出市では、災害時の安否確認を迅速に行うために「白いタオル運動」を推進しています。

- 白いタオルは「無事の目印」です。
- 1枚のタオルで救える命があります。

白いタオル運動とは？

わが家には助けを必要とする人はいないということを、地域の皆さんに示すため、玄関や窓、軒先や郵便受けなどの、周りから一目でわかる場所に白いタオルを結びつける運動です。



白いタオルはなぜ必要？

震災時の生存者確認及び救助は、時間との戦いになり、一刻を争います。わが家は「全員無事」です。「他の方を助けてください」という意思表示で、安否確認の時間を短縮することができます。

万が一の行動の流れ
1. 自分の身の安全の確保
2. 家族みんなが無事であればタオルを結ぶ
3. 周りに声をかけて、留守なのか安全なのか、安否を確認
4. 助けが必要な場合救助や、応援を求める
5. すみやかに避難する



主要施策・重点業務（生活福祉部）

～コロナに負けない持続可能な福祉の実現～



岩出げんき体操「屋外版」応援講座に参加してみませんか

地域包括支援センター【☎ 62-2141 内線 354】

最近、体力が落ちたり、気持ちが沈んだりしていませんか？
いつまでもいきいきと自分らしく生活するために、地域の方や気心の知れた方と一緒に身近な場所で「岩出げんき体操」を始めてみませんか。

毎日健康で過ごすためには欠かせない「運動」を、地域で自主的に取り組もうとしている概ね 65 歳以上のグループを支援する事業です。身近な場所に職員が出向き、運動を指導します。詳細はお問い合わせください。

地域子育て支援センター事業

子ども・健康課【☎ 67-6324】

地域における子育て支援の充実を図るため、子育て支援の拠点となる地域子育て支援センターを市内 2 か所（総合保健福祉センター内、市立岩出保育所内）に設置し、親子の交流、子育て相談、絵本の読み聞かせ、サークル支援など、各種子育て支援事業を実施することで、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。



▲地域子育て支援センターあいあい 遊びの広場

ごみの減量・資源ごみ分別の推進

生活環境課【☎ 62-2141 内線 184】

可燃ごみ（もえるごみ）袋の中に、資源となる紙類・プラスチック容器・ペットボトルが入っていませんか？
正しい分別をすることで、可燃ごみ袋（有料）の使用枚数を減らすことができます。



《可燃ごみ袋に含まれている主な資源ごみ》

- ・「お菓子の紙箱」「雑誌・折込チラシ・パンフレット」⇒「雑誌・チラシ」
- ・「お弁当などのプラ容器類」⇒「その他のプラスチック」
- ・「ペットボトル」⇒「ペットボトル」

☆食材類⇒食べきりましょう。（食品ロス削減）

※コロナ禍により中止していましたが「排出された家庭系ごみ袋の実態調査見学会」を 3 年ぶりに開催する予定です。

ご希望の区・自治会はお問い合わせください。



主要施策・重点業務（事業部）

～安心・安全で住みたい街、住みよい街づくり～

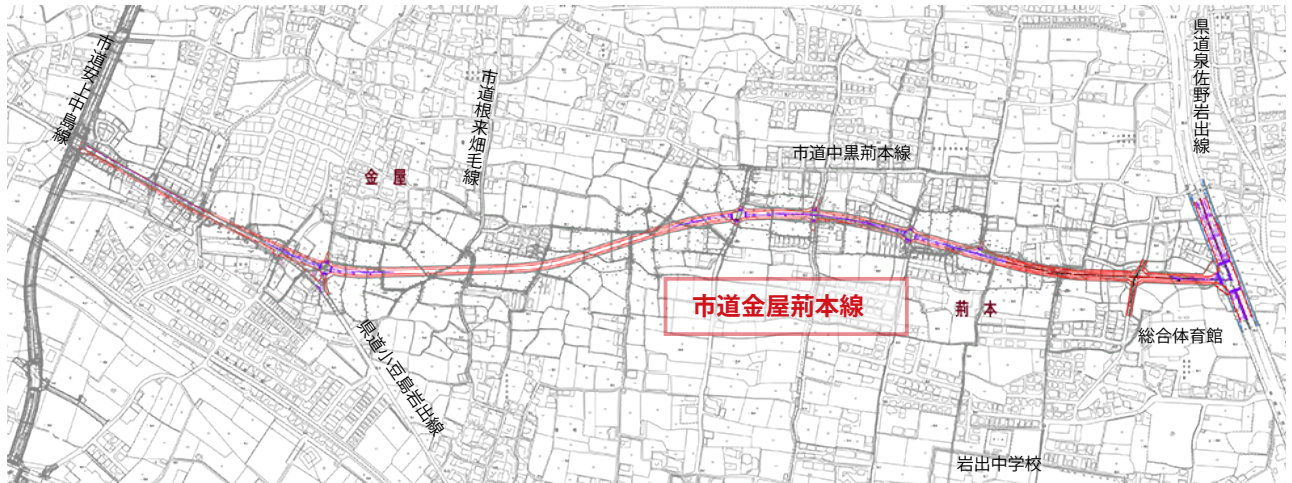
生活道路の環状化事業（市道金屋荊本線の整備）

土木課【☎ 62-2141 内線 206】

本事業は、土地の有効活用と沿線地域の活性化、防災を視野に入れた災害時の安全・安心と緊急時の車両通行の円滑化、日常生活の利便性向上と安全な通学路の確保を目的とし、市の重点事業として位置づけ取り組んでいます。

市道金屋荊本線は、市道安上中島線（中黒地区）から県道小豆島岩出線を経由し、県道泉佐野岩出線の総合体育館北側を結ぶ、総延長 1,680 m 幅員 2.75 m の 2 車線と幅員 2.50 m の両側歩道です。

市道金屋荊本線（赤：計画線）



地震により倒壊した家屋

岩出市住宅耐震化促進事業 都市計画課【☎ 62-2141 内線 223】

地震による住宅の倒壊を防止し、市民の生命と財産を守るため、一定の条件を満たす住宅の耐震診断、改修等への補助を行います。

耐震診断の対象は、平成 12 年 5 月末以前着工の木造住宅、昭和 56 年 5 月末以前着工の非木造住宅で、いずれも延床面積 400 m²以下でかつ 2 階建て以下の住宅です。

耐震化の設計及び改修（現地建替えを含む。）に対する補助は、診断により耐震性が基準以下と判断された住宅について、最大 1,166,000 円の補助を受けることができます。



道の駅「ねごろ歴史の丘」

根来寺周辺観光促進事業 産業振興課【☎ 62-2141 内線 245】

岩出市には 2 つの道の駅があります。

根来寺近くの道の駅「ねごろ歴史の丘」では、お土産物を中心に黒あわび茸関連商品や地酒、お菓子などの市内産品に加えて、県内各地のお土産も数多く取り揃えております。

風吹峠にあります道の駅「根来さくらの里」では、地場産の生鮮野菜や果物などの農産物を中心に販売しています。岩出市の特産品をはじめとした、新鮮な朝採れ地場産品をお買い求めください。

なお、両施設において、店頭での消毒液の設置、店員の体調管理等新型コロナウイルス感染症対策を徹底し営業しています。



主要施策・重点業務（上下水道局）

～上下水道の安定した経営基盤の確立、効率的な運営と機能強化を図る～



主要水道施設配置図

水道施設改築更新事業

上水道工務課【☎ 62-2141 内線 291】

水道事業アセットマネジメント計画に基づき、今後、老朽化が進む水道施設の改築更新事業を実施し、上水道の更なる安定供給や健全な水道事業経営に努めます。

水道施設の機能を維持向上させるとともに、災害時の対応強化を図るため、今年度は管路について延長 5,900 m の更新等を行い、施設について第一浄水場の「中央監視・受変電・送水ポンプ」設備の改築・更新を行います。

また、耐震化と水系アンバランス等の課題解消に向けた送水管更新事業の基本設計を進め、併せて新岩出橋経由の管路網を充実させます。

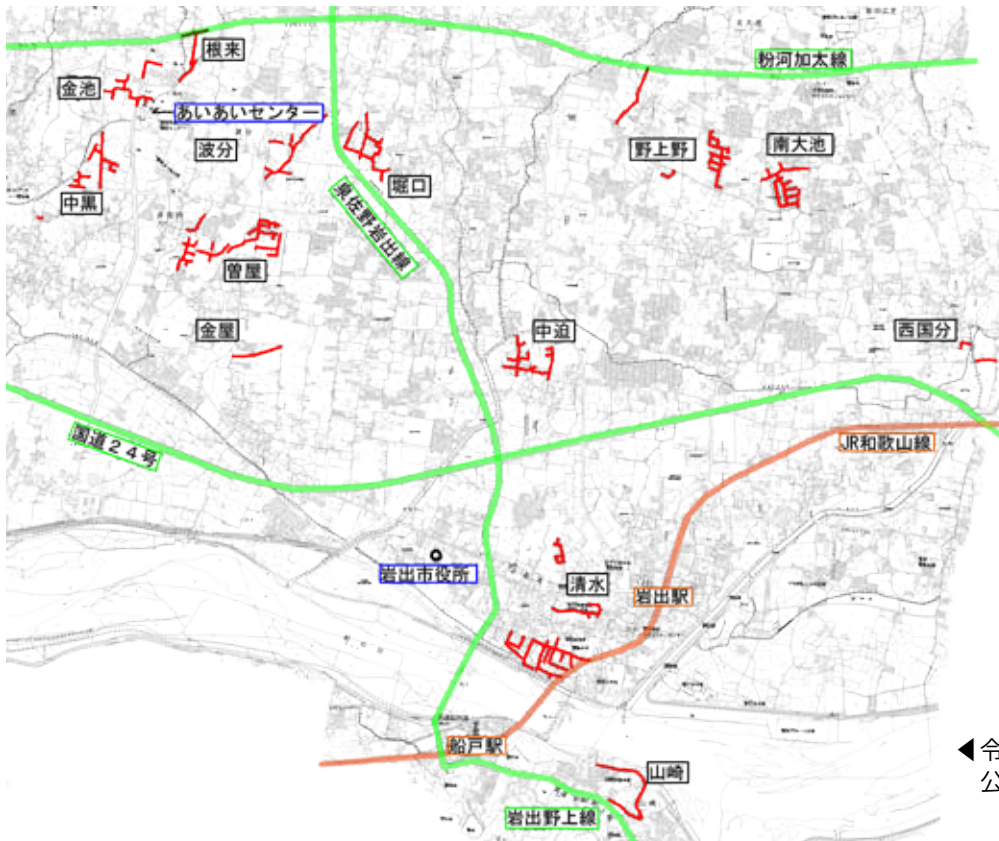
公共下水道整備事業

下水道工務課【☎ 62-2141 内線 335】

トイレの水洗化、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的に、市内 1,420ha を全体計画面積として整備を進めています。

現在、第 6 次計画区域として、206ha の拡大を行い、令和 9 年度末までに 1,103ha の整備を進めています。

令和 3 年度末の下水道普及率は 51.9%、下水道接続率は 61.2% となり、今年度は第 5 次及び第 6 次計画区域における曾屋、南大池、清水などで 18 件（57ha）の工事を行います。



下水道が使用できるようになった区域で、まだ下水道へ接続されていないご家庭や事業所は、早期の接続をお願いします。

◀ 令和 4 年度
公共下水道工事 予定箇所図



主要施策・重点業務（教育部）

～市民の安心安全と生きがいがづくり・健康づくりの推進～

子どもから高齢者まで、それぞれのニーズに応じたメニューを提供し、生きがいがづくり・健康づくりを推進するとともに、児童生徒の安心・安全の確保、学力向上と読書活動の推進、ふるさと意識の醸成の4点を掲げ、それぞれの目標達成を目指します。



通学路整備事業

教育総務課【☎ 62-2141 内線 273】

学校や地域等からの通学路危険箇所の報告に基づき、学校・道路管理者・岩出警察署及び関係機関と連携しながら「通学路の合同点検」を実施しています。

点検した危険箇所はそれぞれの機関において改修し、児童生徒の安全を確保しています。

学校環境の安心・安全の確保

教育総務課【☎ 62-2141 内線 272】

両中学校内に防犯カメラを設置することにより、安心・安全な学校環境を推進し生徒の安全確保を図ります。

また、熱中症対策及び新型コロナウイルス感染症への感染防止対策として、各小中学校にセンサー式で、手を触れずに自分の水筒やボトルへの給水が可能な冷水機を設置します。

文化遺産保存活用事業

生涯学習課【☎ 62-2141 内線 287】

岩出市内に所在する文化遺産の保存と活用を図るため、調査で得られた資料を適切に保存・整理するとともに、昨年度に整備した県指定史跡の「船戸山古墳群」や令和2年に認定された日本遺産の「葛城修験」など、地域の歴史や文化を伝える貴重な文化遺産を市民のふるさと意識の高揚と観光振興に活用します。



読書活動の推進

岩出図書館【☎ 62-7222】



岩出図書館・駅前ライブラリー・総合保健福祉センター図書室では、従来のカウンターでの受付に加え、自動貸出機で簡単な操作により利用者ご自身でスピーディーに貸出手続きができるよう、今年4月からICタグシステムを導入しています。

他にも、ICゲートの設置により岩出図書館で手荷物の持ち込みが可能になるなど、図書館を安心・安全・便利にご利用いただけることにより、読書活動の推進を図ります。



くらしの補助

市民の方への補助等

①家具転倒防止金具等取付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 総務部総務課危機管理室【内線 133】

- 対象世帯 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯で、世帯員では金具等の取付けが困難な方です。
- 1) 65 歳以上の方がいる世帯
 - 2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている方がいる世帯
 - 3) 介護保険の要介護認定で要介護 1 以上とされている方がいる世帯
 - 4) その他市長が特に必要と認める世帯
- 補助内容
- 1) 高齢者等が居住する市内の家屋において、その所有する家具に金具等を取り付けるものとする。
 - 2) 金具等を取り付ける家具は、1 世帯において 3 点以内。家具を家屋の柱、壁等に固定する方法により行います。金具等の取付けのための柱、壁等の補強及び家具の移動等はいりません。
 - 3) 事業を利用することができる回数は、1 世帯につき 1 回限りです。
- ※同世帯に 64 歳以下の方がいる世帯は対象外です。
 ※申請者（同居の方）以外が所有する家屋の場合は、所有者又は管理者の承諾を得てください。
 ※事業に要する費用のうち、金具等の購入費用は利用者の負担です。
 ※事業により固定された家具が災害時等に転倒したことにより、利用者の方が被った被害又は損害について、市及び受託者は、その損害賠償の責めを負いません。

②結婚新生活支援補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 生活福祉部子ども・健康課【☎ 67-6081】

婚姻に伴う経済的負担を軽減し、結婚新生活を応援するため住宅購入費の一部を補助します。

- 対象世帯 次のすべてにあてはまる世帯
- 1) 令和 4 年 1 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日に婚姻届を提出し、受理された夫婦のいる世帯
 - 2) 婚姻届を受理された日から令和 5 年 3 月 31 日までに岩出市内の住宅を購入または新築した世帯
 - 3) 申請時に、夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所となっている世帯
 - 4) 婚姻日現在の年齢が、夫婦とも 39 歳以下の世帯
 - 5) 夫婦の所得金額の合計が 400 万円未満の世帯（※申請時に無職の場合所得なしとします。貸与型奨学金を返済している場合、年間返済額を所得から控除します。）
 - 6) 夫婦いずれも過去に本補助金または他自治体の同補助金等の交付を受けていない世帯
 - 7) 申請時に、夫婦いずれも市税及び国民健康保険税の滞納がない世帯
- 補助内容 令和 4 年 1 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までに支払った住宅購入費（改修・改築費用は除く）、新築に係る工事費及び設計費のうち上限 30 万円

③養育費確保支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 生活福祉部子ども・健康課【☎ 67-6081】

ひとり親家庭の生活と子どもの健やかな成長のために大切な養育費の確保に向け支援します。

【公正証書等作成費用補助】

- 対象者 市内にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次のすべてにあてはまる方
- 1) 児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準である方
 - 2) 養育費の取決めに係る費用を負担している方
 - 3) 令和 4 年 4 月 1 日以降に作成された養育費の取決めに係る債務名義（強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、確定判決等）を有している方
 - 4) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方
 - 5) 過去に同一の児童を対象とした同内容の補助金、給付金等を支給されていない方

- 補助内容 上限3万円(対象費用:公証人手数料令に定められた公証人手数料、家庭裁判所の調停等申立てや裁判のための収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代)
- 申請期日 公正証書等が作成された日(令和4年4月1日以降に限る)または、ひとり親になった日の翌日から6か月以内のどちらか遅い日

【養育費保証契約締結費用補助】

- 対象者 市内にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次のすべてにあてはまる方
 - 1) 児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準である方
 - 2) 令和4年4月1日以降に保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
 - 3) 保証会社との養育費保証契約に必要な費用を負担している方
 - 4) 公正証書等作成費用補助対象者の要件4) 5) と同じ
- 補助内容 上限5万円(対象費用:保証会社と養育費保証契約に必要な費用のうち保証料として本人が負担する費用(契約1年目に係る費用に限る))
- 申請期日 養育費保証契約を締結した日(令和4年4月1日以降に限る)の翌日から6か月以内

【養育費強制執行費用補助】

- 対象者 岩出市にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次のすべてにあてはまる方
 - 1) 児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準である方
 - 2) 令和4年4月1日以降に民事執行法に基づく養育費の強制執行を裁判所に申立て、その強制執行が実施されている方
 - 3) 強制執行に必要な費用を負担している方
 - 4) 強制執行に必要な養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方
 - 5) 過去に同一の児童を対象とした同内容の補助金、給付金等を支給されていない方
- 補助内容 上限3万円(対象費用:裁判所への養育費の強制執行申立てに必要な収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代、その他申立てに必要な費用(当該費用を債務者へ請求しない場合に限る)、強制執行に係る財産開示手続き申立て費用、第三者からの情報取得手続きの申立て費用)
- 申請期日 裁判所で強制執行実施が決定された日(令和4年4月1日以降の日に限る)の翌日から6か月以内

④不妊治療助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 生活福祉部子ども・健康課【☎ 67-6081】

不妊治療を受けられた夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成する制度があります。対象者や内容等詳しくは、お問い合わせください。

⑤合併処理浄化槽設置への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 生活福祉部生活環境課【内線 184】

- 対象者 現在、岩出市に住民登録をしている方、または、浄化槽を設置後、速やかに住民登録ができる方(令和5年3月31日までに設置完了すること)
- 補助内容 1/3(国)、1/3(県)、1/3(市)
 浄化槽の規模:補助金額 5人槽:332,000円、6~7人槽:411,000円、8人槽以上:519,000円
 ※浄化槽の設置に伴い、既存単独処理槽の撤去が必要な場合は、9万円を限度として、当該撤去に要する費用に相当する額が補助金の額に加算されます。

⑥電動式生ごみ処理機購入への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 生活福祉部生活環境課【内線 186】

- 対象者 市内に住所を有する方で市内の販売店から購入される方
- 補助内容 購入価格の1/2に相当する額(補助限度額30,000円)

⑦生ごみ処理容器購入への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 生活福祉部生活環境課【内線 186】

- 対象者 市内に住所を有する方で市指定業者から購入される方
- 補助内容 購入価格の3/4以内の額

⑧住宅の耐震診断・改修等への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 事業部都市計画課【内線 223】

- 対象住宅 次のすべてにあてはまる住宅
 - 1) 木造住宅（平成 12 年 5 月 31 日以前着工）または非木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前着工）
 - 2) 2 階建て以下
 - 3) 延べ床面積が 400㎡以下
- 補助内容 耐震診断・・・・・・・・・・①木造住宅：診断に要する費用全額
 ②非木造住宅：診断に要する費用の 2/3（上限 89,000 円）
 設計と改修の総合的实施・・工事に要する費用の 2/5 + 定額補助（上限 1,166,000 円）
 設計審査・・・・・・・・・・審査に要する費用全額（木造住宅のみ）
 耐震ベッド・シェルター設置工事・・・設置工事に要する費用の 2/3（上限 266,000 円）

⑨ジャンボタニシ防除農薬への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 事業部産業振興課【内線 242】

- 対象者 市内でジャンボタニシの発生により被害を受けるおそれがある水田を保有する方
- 補助内容 購入する指定農薬の単価（消費税及び地方消費税を除く）の 1/2 の額（上限あり）

⑩有害獣による被害防止への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 事業部産業振興課【内線 242】

- 対象者 市内に住所を有する方で、市内においてイノシシ、イノブタ等により被害を受けるおそれがある農地を耕作する方
- 補助内容 電気柵の設置にかかる資材費に要する費用の 1/2 以内の額（補助限度額 100,000 円）

⑪公共下水道接続の宅内排水施設改造費用への利子補給及び助成・・・・・・・・問 上下水道局上下水道業務課【内線 265】

【利子補給】

- 対象者 公共下水道供用開始後 3 年以内に岩出市内にある市指定の金融機関から融資を受けて、排水設備の改造工事（水洗化工事）をされた世帯
- 内 容 融 資 額：上限 1,000,000 円以内 償還方法：5 年（60 回）以内の償還
 利子補給限度額：50,000 円

【助 成】

- 対象者 公共下水道供用開始後 3 年以内に排水設備の改造工事（水洗化工事）をする世帯
 - 内 容 供用開始後 1 年以内に接続した場合 70,000 円（限度額）
 2 年以内に接続した場合 50,000 円（限度額）
 3 年以内に接続した場合 30,000 円（限度額）
- ※それぞれの年数以内に計画確認申請が受理され、180 日以内に工事が完了した場合も、その年数の助成額となります。
- ※利子補給及び助成のいずれか一つの選択となります。
- ※新築、法人格を有する者及び営利を目的とする住宅開発事業に係るものや事務所などは対象外です。
- ※排水設備工事に要する費用が上記に規定する助成金の額に満たないときは、当該工事費用を上限として助成します。

⑫通路危険ブロック塀等改善事業への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 教育部教育総務課【内線 273】

- 対 象 通路面に面したブロック塀等
 （コンクリートブロック造、石造、れんが造その他積造による塀及び門柱で道路面からの高さが 1 メートル（擁壁上に設置されている場合は 0.6 メートル）以上のもの）
- 補助内容 ①撤去：撤去事業に要する費用の 3 分の 2 の額または撤去を行う面積に 1 平方メートル当たり 8,000 円を乗じた額のいずれか低い額（上限 200,000 円）
 ②設置：設置事業に要する費用の 3 分の 2 の額または設置延長に 1 メートル当たり 8,000 円を乗じた額のいずれか低い額（上限 100,000 円）

自治会等への補助等

①自治会等への振興助成 **問 総務部総務課【内線 127】**

- 対象 区・自治会
- 助成内容 基本額 区：60,000 円、自治会（加入世帯数 50 戸以上）：50,000 円
戸数割 1 戸あたり 600 円

②地区集会所の整備への補助 **問 総務部総務課【内線 127】**

- 対象 区・自治会の住民の集会所として利用する土地取得及び建物の新築、増築、改築、改修、修繕、附帯工事、備品購入及び耐震診断
- 補助内容 土地取得：固定資産評価額の 1/2 以内の額（土地面積 200㎡を限度）
新築工事：工事に要した経費の 1/2 以内の額（補助限度額 6,000,000 円）
増築工事：工事に要した経費の 1/3 以内の額（補助限度額 1,000,000 円）
改築工事：工事に要した経費の 1/3 以内の額（補助限度額 500,000 円）
修繕工事：工事に要した経費の 1/3 以内の額（補助限度額 200,000 円）
附帯工事：工事に要した経費の 1/3 以内の額（補助限度額 200,000 円）
※下水道の接続に関する排水工事の場合、1/2 以内の額（補助限度額 500,000 円）
備品購入：購入に要した経費の 1/3 以内の額（補助限度額 200,000 円）
耐震診断：診断に要した経費の 1/3 以内の額（補助限度額 50,000 円）

③消防関係施設等への補助 **問 総務部総務課危機管理室【内線 133】**

消防器具置場の新築及び増改築、維持補修、修理などの補助があります。
詳しくは、お問い合わせください。

④自主防災組織への補助 **問 総務部総務課危機管理室【内線 133】**

- 対象 1) 新規に結成した自主防災組織が整備する資機材
※市へ自治会等結成届出後 3 年以内に結成した自主防災組織で、自主防災組織設立後 3 年以内に実施するもの。
2) 上記以外の自主防災組織が整備する資機材
※ 1) の補助金の交付を受けた日から 10 年を経過した自主防災組織
3) 地域防災活動に要する経費
4) 防災士の資格の取得に要する経費
- 補助内容 1) 資機材購入費の 4/5 以内の額（補助限度額 500,000 円）
2) 資機材購入費の 4/5 以内の額（補助限度額 250,000 円）
3) 補助対象経費に相当する額（補助限度額 20,000 円）
4) 補助対象経費に相当する額（補助限度額一人当たり 11,000 円）

⑤集団資源回収への補助 **問 生活福祉部生活環境課【内線 186】**

- 対象団体 区・自治会、子ども会、老人会、PTA、その他営利を目的としないボランティア団体等
- 奨励金 資源物の回収量 1kg 当たり 4 円
- 対象品目 新聞、雑誌、チラシ、段ボール、紙パック、アルミ缶、スチール缶
(ただし、岩出市内の家庭から排出されたものに限る)

⑥ごみ集積施設等への補助 **問 生活福祉部生活環境課【内線 186】**

- 対象 区・自治会内の一般家庭から排出されるごみ集積所
- 補助内容 施設の設置に要する経費の 1/2 以内の額（補助限度額 100,000 円）
1 施設当たり 1 枚の散乱防止ネットの購入費の 2/3 以内の額（補助限度額 30,000 円）

⑦清掃ボランティア活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 生活福祉部生活環境課【内線 185】

岩出市内の道路、河川、公園等の公共区域において清掃をしていただけるボランティア団体には、事前に申請をいただいたうえで、清掃ボランティア用のごみ袋を配布します。

清掃後に余ったごみ袋は返却していただきます。

○対 象 区・自治会、子ども会、老人会、その他営利を目的としないボランティア団体等

⑧防犯灯設置への補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 生活福祉部生活環境課【内線 185】

【新設防犯灯を設置する場合】

○対 象 維持管理ができる区・自治会等

○補助内容 設置申請等

区・自治会等からの申請に基づき、防犯灯設置要綱に規定する設置基準や道路事情、設置場所等を検討し、設置可能であれば設置します。

○設置基準 申請者は事前に設置場所及び周辺の了承を得る必要があります。

1) 設置の間隔は、原則として 30 m 以上であること。

2) 新たに鉄柱を設置する場合は、土地所有者等の承諾を得ていること。

3) 設置することにより、農作物等に影響を受ける付近関係者の承諾を得ていること。

4) 設置及び修繕に要する費用は、市が負担、維持管理に要する費用は、区・自治会等が負担すること。

【既存防犯灯（LED 以外のもの）を LED 防犯灯に取替える場合】

○補助内容 区・自治会等からの申請に基づき、防犯灯の取替えに要する経費の 2 分の 1 を補助します。

補助限度額 20,000 円（1 基当たり）

⑨原材料支給制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 事業部土木課【内線 213】

○対 象 区及び自治会、水利組合等

○対象箇所 公共の用に供している道路及び水路施設等

○助成内容 一箇所あたりの原材料の支給限度は、金額にして 100,000 円以内とする。

⑩原材料支給制度（公園）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 事業部都市計画課【内線 225】

○対 象 区及び自治会等

○対象箇所 市に帰属された公園

○助成内容 除草剤、ペンキ、砂場の砂

⑪地区青少年育成会への助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 教育部生涯学習課【内線 282】

○対 象 令和 4 年 4 月 1 日現在において、組織されている地区育成会

○助成内容 1 団体 15,000 円

⑫地域の子ども会への助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・問 教育部生涯学習課【内線 283】

○対 象 令和 4 年 4 月 1 日現在において、組織されている地域の子ども会

○助成内容 1 団体につき 均等割（26,800 円）＋人数割（200 円×子どもの人数）

岩出市イメージキャラクター「そうへいちゃん」のデザインの使用について、令和 4 年 6 月 24 日から営利を目的とした場合等でも無料でご使用いただけます。

問 市長公室 市民ふれあい係【内線 117】

